



市政記者クラブ 様

チラシあり

(A3両面1枚)

令和6年3月27日

公益財団法人名古屋産業振興公社
名古屋市新事業支援センター
担当：瀧川、鬼頭
電話：052-735-0808
経済局産業労働部中小企業振興課
担当：小林、秋葉
電話：052-735-2100

「小規模企業経営基盤強化設備投資補助金」の申請受付を開始します

小規模企業者が行う生産性向上による経営基盤の強化を図るための設備投資に対して助成する「小規模企業経営基盤強化設備投資補助金」の申請受付を開始しますので、広くご周知くださいますようお願いいたします。

記

1 受付期間

令和6年4月1日（月）から10月18日（金）まで

（受付時間）午前9時から午後4時まで（土・日・祝日を除く。）

（注）受付期間内であっても募集枠に達した時点で受付を終了します。

2 受付場所・問合せ先

公益財団法人名古屋産業振興公社 名古屋市新事業支援センター
千種区吹上二丁目6-3 中小企業振興会館内 電話：052-735-0808

3 受付方法

所定の申請用紙に記載し、電話で予約の上、必要書類と合わせて持参して下さい。
申請用紙は、名古屋市新事業支援センターHPから入手できます。

（名古屋市新事業支援センターHP <https://www.nipc.or.jp/new-biz/>）

4 制度の概要

(1) 補助対象

令和6年12月までに取得し、固定資産（償却資産）申告をする設備等（構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品）で、取得額が300万円以上（卸売業、小売業（飲食店を含む）、サービス業は150万円以上）であることなど

(2) 補助率

取得額の 10%以内

(3) 補助限度額

1 企業・個人あたり 300 万円以内

(4) 主な補助条件等

- ・申請者は中小企業基本法に定める小規模企業者で、平成 31 年 3 月 31 日以前から名古屋市内で継続して事業を営んでいること。
- ・取得する設備は名古屋市内の法人又は個人事業者から購入するものが対象であり、中古品やリースは除く。また名古屋市内の事業所に設置するものが対象。
- ・認定通知の日より前に発注し、取得したものは対象外。
- ・認定通知の発行後、中小企業診断士の指導を受け、令和 7 年 3 月 31 日までに事業計画書の作成が必要。

詳細はチラシを参照願います。